

鴨川市庁議等要綱の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和8年3月31日

鴨川市長 佐々木 久之

鴨川市訓令第12号

鴨川市庁議等要綱の一部を改正する訓令

鴨川市庁議等要綱（平成17年鴨川市訓令第58号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号を次のように改める。

（2） 総務担当参事及び建設経済担当参事

第6条中「鴨川市行政組織規則（平成18年鴨川市規則第20号）第5条第1項」を「鴨川市行政組織条例（平成17年鴨川市条例第12号）第2条」に改め、「、清掃センター所長」を削る。

第14条中「企画総務部企画政策課」を「企画政策課」に改める。

第15条中「経営会議等」を「庁議等」に改める。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。